

あいち自動車環境戦略 2020 における環境目標の達成状況について

- あいち自動車環境戦略 2020 では、目標年度を 2020 年度（平成 32 年度）とし、以下の環境目標を掲げている。

- 1 二酸化窒素 ⇒ 大気環境基準確保
- 2 浮遊粒子状物質 ⇒ 大気環境基準確保
- 3 騒音 ⇒ 自動車騒音の環境基準達成
- 4 温室効果ガス ⇒ 運輸部門からの排出量 12%削減（対 1990 年度比）

(1) 二酸化窒素に係る環境基準達成率の推移

愛知県内の二酸化窒素の環境基準達成率は図-1 のとおり。2012 年度は、2011 年度に引き続き県内全測定局で環境基準を達成した。

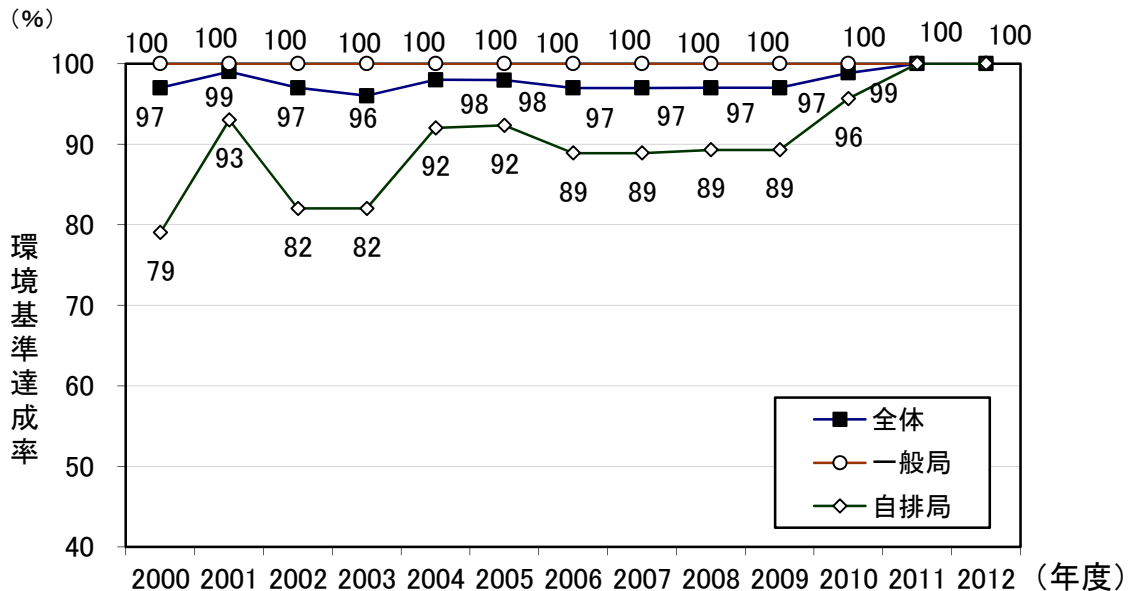


図-1 愛知県内における二酸化窒素の環境基準達成率の推移

【参考】二酸化窒素の濃度（年平均値）の推移

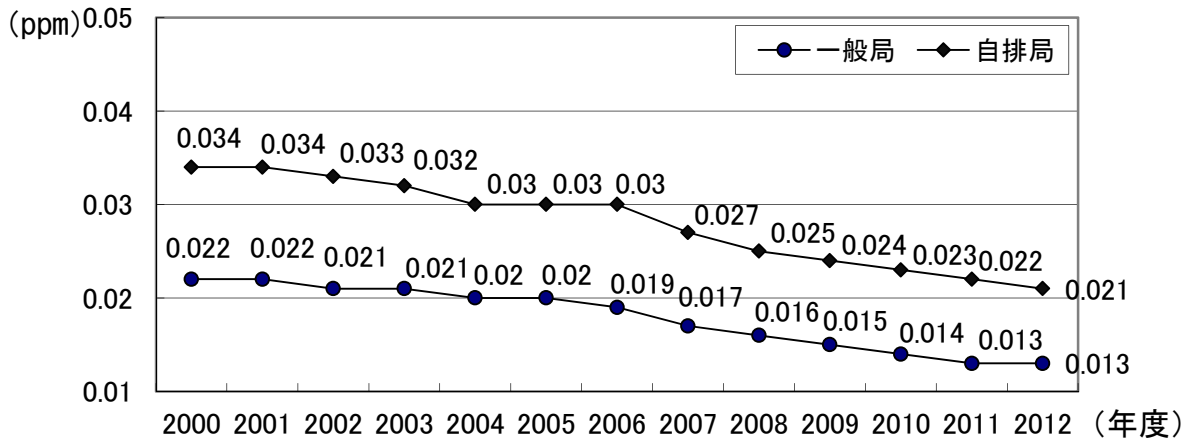


図-2 愛知県内における二酸化窒素の濃度（年平均値）の推移

(2) 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率の推移

愛知県内の浮遊粒子状物質の環境基準達成率は図-3のとおり。2011年度は、県内で黄砂が観測されたこともあり、約半数の測定局で非達成であったが、2012年度は、県内全測定局で環境基準を達成した。

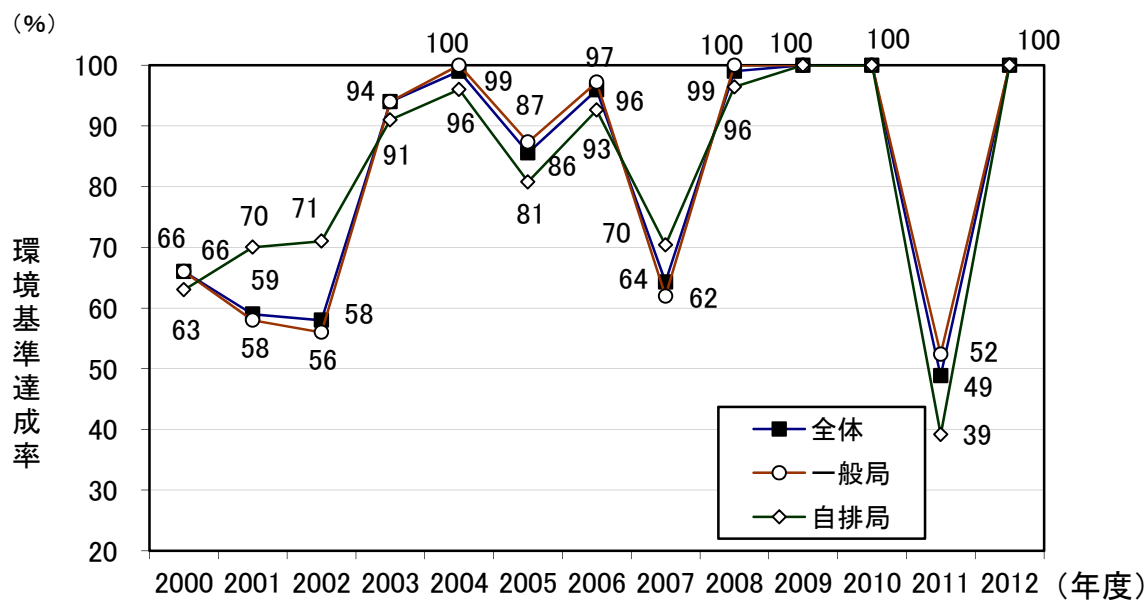


図-3 愛知県内における浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

【参考】浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）の推移

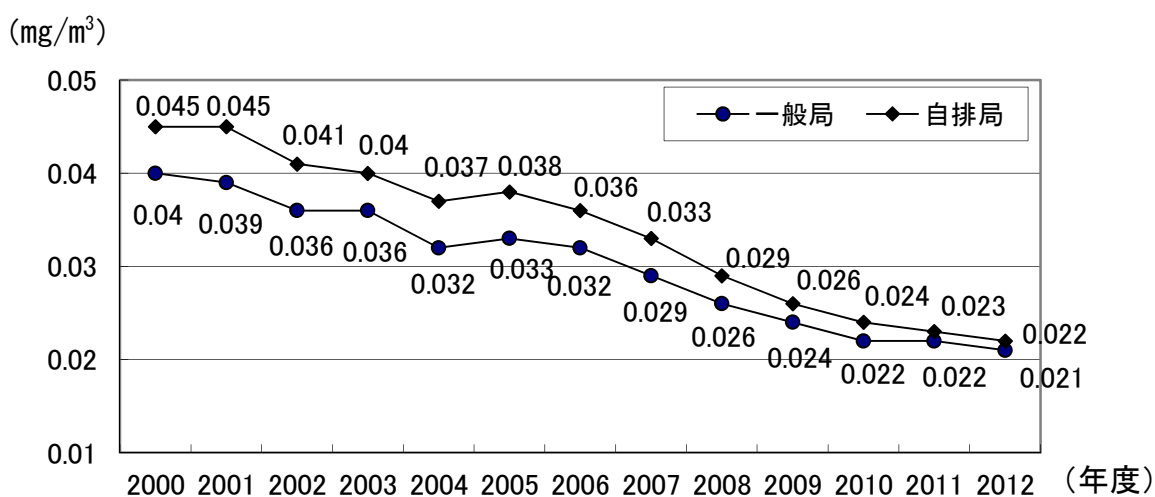


図-4 愛知県内における浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）の推移

(3) 自動車騒音の環境基準達成率の推移

愛知県内における自動車騒音の環境基準達成率は図-5のとおり。

2012年度においては、昼夜間ともに環境基準を達成した住居の割合は94.3%であった。

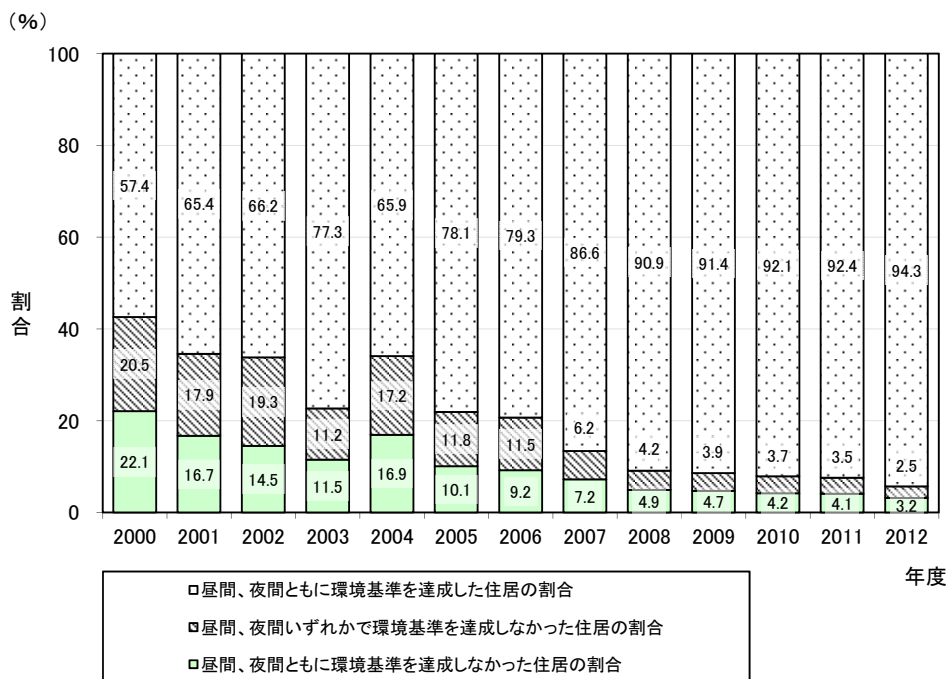


図-5 愛知県内における自動車騒音の環境基準達成率の推移

(4) 温室効果ガス総排出量及び二酸化炭素排出量の推移

愛知県内における温室効果ガス総排出量及び二酸化炭素排出量は、図-6のとおり。運輸部門からの二酸化炭素排出量は2002年度以降減少傾向が続いているが、2009年度においては1990年度に比べ3.7%の増加となっている。

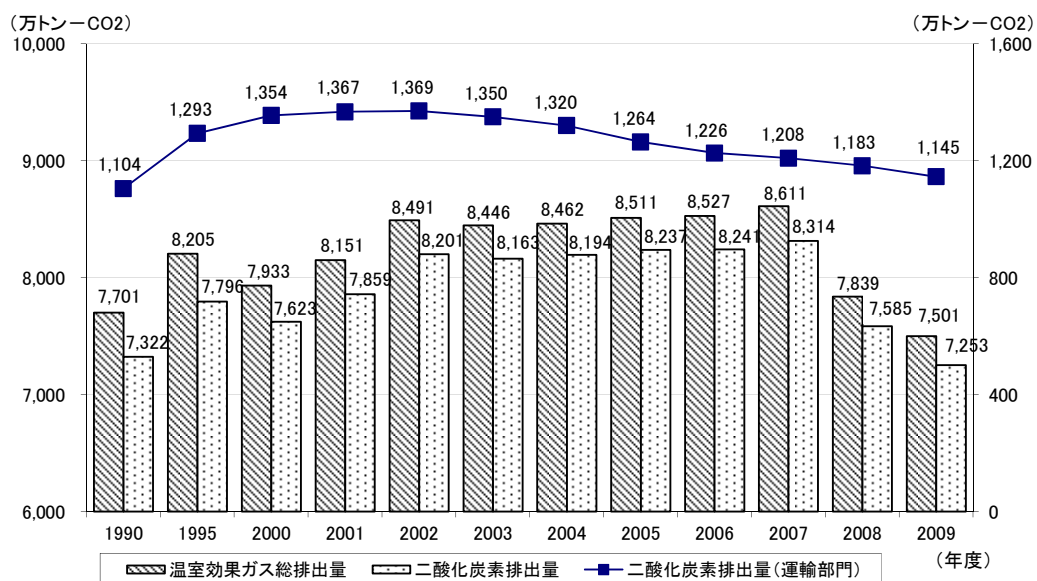


図-6 愛知県内における温室効果ガス総排出量及び二酸化炭素排出量の推移

【参考】

○ 二酸化窒素に係る環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

(評価方法：年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が 0.06ppm 以下であること。)

○ 浮遊粒子状物質に係る環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

(評価方法：年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。)

○ 騒音に係る環境基準（道路に面する地域に係る環境基準）

地域類型		基準値	幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間 70dB 以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間 65dB 以下 夜間 65dB 以下
	準住居地域 市街化調整区域		
C	近隣商業地域 商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	(全地域共通) ※備考参照
	準工業地域 工業地域		

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。

注) 1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分については、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時